



消 安 全 第 148 号  
平成 25 年 6 月 17 日

株式会社アビラ 御中

消費者庁消費者安全課長  
監査官  
監査官認定

空中スライダーからの落下事故防止に関する取組について（依頼）

平成 25 年 2 月 24 日に静岡県の遊園地に設置された空中スライダーにおいて、地上から約 6m に張られたワイヤーにつけられた滑車に吊られて滑空中に、ハーネスのベルトがカラビナから外れて落下し、腰の骨を折る重傷を負う事故が発生しました。

当庁では、本件の事故を契機として、同種事故の再発防止を図るため、情報収集を行ってまいりました。

直接的な事故原因の究明には至りませんでしたが、調査などを通じて落下の可能性について検証を行った結果、ハーネスのベルトがカラビナのゲートに挟まつた状態で滑空を開始した場合、ハーネスのベルトがカラビナから抜け落ちてしまう可能性があることがわかりました。

当庁では、この結果を踏まえ、空中スライダーからの落下事故の再発防止のためには、ハーネス周辺の接続が安全な状態であることを確認する必要があると考えます。また、遊具の性質上、落下事故が発生した場合には重大な被害に至る可能性が十分にあります。そこで、空中スライダーを取り扱う関係事業者に対して、安全対策を要請することにしました。

貴社におかれましては、空中スライダーからの落下事故防止のため、下記の安全対策を行っていただくようお願いいたします。また、施設の企画・施工を行っている事業者は、グループ事業者の安全対策を行っていただくようお願いいたします。

記

- ・滑空を行うたびにカラビナのゲートに異物が挟まっていないか、カラビナとハーネスの位置関係は正しいか等、安全確認を確實に実施すること
- ・利用者等が無意識にカラビナに触ると、カラビナのゲートが開くことも考えられるため、利用者が落下するとのないような構造のカラビナやハーネスへの変更も検討すること
- ・利用者等が無意識にカラビナに触ると、カラビナのゲートが開くことも考えられるため、利用者が落下しないように命綱の装着位置を検討すること

以上

送付状

株式会社アビラ 御中

先日お電話にてご連絡させて頂いた、下記 2 点の資料をお送りいたします。よろしくお願ひいたします。

【送付資料】

①空中スライダーからの落下事故防止に関する取組について（依頼）

1 ページ

②空中スライダーで事故に遭わぬいために（News Release）

6 ページ

以上

消費者 序 消費者 安全 課  
望 月 誠  
TEL : 03-3507-9200